

介護保険の財政調整交付金の交付が過大

9件 不当金額(支出) 5247万円
(前年度 5件 1億1060万円)

1 交付金の概要

財政調整交付金は、介護保険(後掲78ページ参照)に対する国庫助成の一つとして、市町村(特別区を含む。)が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担して、これを市町村並びに市町村の事務の一部を処理するために設けられた一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」)に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

普通調整交付金は、市町村間で、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」)の総数に占める75歳以上の者(以下「後期高齢者」)の割合(以下「後期高齢者加入割合」)及び標準的な所得段階の区分(第1段階から第9段階まで)ごとの第1号被保険者の分布状況(以下「所得段階別加入割合」)に格差があることによって生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。また、特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村等に交付するものであり、被災するなどした被保険者に係る保険料の減免額等を交付の対象とするものである。

財政調整交付金の交付額は、普通調整交付金の額と特別調整交付金の額とを合算した額となっており、このうち普通調整交付金の額は、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{普通調整交付金の額}} = \boxed{\text{調整基準標準給付費額}} \times \boxed{\text{普通調整交付金交付割合}} \times \boxed{\text{調整率}}$$

そして、調整基準標準給付費額は、当該市町村において給付に要した費用の額等に基づき、次のとおり算出することとなっている。

$$\boxed{\text{調整基準標準給付費額}} = \boxed{\text{介護給付に要した費用}} + \boxed{\text{予防給付に要した費用}} - \boxed{\text{収入額}}$$

また、普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合である。このうち、後期高齢者加入割合補正係数は、当該市町村における第1号被保険者の総数に占める85歳以上の後期高齢者の割合(以下「85歳以上後期高齢者加入割合」)及び第1号被保険者の総数に占める75歳以上85歳未満の後期高齢者の割合(以下「85歳未満後期高齢者加入割合」)を国から示される全ての市町村における85歳以上後期高齢者加入割合及び85歳未満後期高齢者加入割合とそれぞれ比較するなどして算出した係数である。^(注)また、所得段階別加入割合補正係数は、当該市町村において、毎年4月1日(保険料の賦課期日)における標準的な所得段階の区分ごとの第1号被保険者の人数を基に算出される所得段階別加入割合を、国から示される全ての市町村における所得段階別加入割合と比較するなどして算出した係数である。

(注) 平成29年度までは、後期高齢者加入割合を国から示される全ての市町村における後期高齢者加入割合と比較するなどして係数を算出することとなっていた。

2 検査の結果

4道県の9市町村は、調整基準標準給付費額の算出を誤ったり、所得段階別加入割合補正係数又は後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤ったりして、普通調整交付金の額を過大に算定していた。このため、財政調整交付金交付額計5247万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	交付金交付額	左のうち不当と 認める額	摘 要
北海道	士別市	平成28～ 令和2	9億1473万 円	829万 円	所得段階別加入割合補正係数の算出 を誤っていたものなど
同	網走郡大空町	元	4424万	121万	調整基準標準給付費額の算出を誤っ ていたもの
茨城県	常陸大宮市	元	3億7381万	588万	所得段階別加入割合補正係数の算出 を誤っていたものなど
千葉県	市川市	2	7億5836万	1862万	調整基準標準給付費額の算出を誤っ ていたもの
同	船橋市	元	12億9209万	115万	同
同	市原市	2	3億9171万	238万	同
同	我孫子市	元、2	5億5354万	1084万	後期高齢者加入割合補正係数の算出 を誤っていたものなど
同	長生郡長生村	元、2	1億0746万	222万	調整基準標準給付費額の算出を誤っ ていたもの
福井県	小浜市	2	1億9765万	185万	所得段階別加入割合補正係数の算出 を誤っていたもの
計	9事業主体		46億3362万	5247万	